さらに、この際、必要に応じて介助者及び理学療法士、作業療法士など関係する専門家の意見の聴取を行うことが望ましい。

また、要配慮居住者の日常生活動作及び外出等の円滑化並びに介助の負担軽減を図り、さらには生活の質を高める観点から、複数の設計方針案を検討し、要配慮居住者をはじめとする居住者の意見を踏まえて設計方針を決定し、設計することが望ましい。

三　設計の反映の確認

要配慮居住者の居住に配慮して設計された措置は、当該部位に係る工事の施工完了後速やかに要配慮居住者や介助者が実際に使用して確認することが望ましい。

○国土交通省告示第九百七号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第三条の四第一号及び第六十四条の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第六十四条の国土交通大臣が定める措置（平成十三年国土交通省告示第千三百二号）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十一年八月十九日

国土交通大臣　金子　一義

国土交通大臣が定める高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人等が講ずべき措置

一　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条の四第一号に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

イ　銀行、信託会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資の総額が五千万円以上であるもの、労働金庫又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第四十一条第一項第一号の国土交通大臣が指定する者（以下「銀行等」という。）との間において、高齢者円滑入居賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅をいう。）の賃貸人又は賃貸条件型サービス（規則第三条第六号ホに規定する賃貸条件型サービスをいう。）を提供する者（以下「賃貸人等」という。）が前払家賃、サービス対価前払金（規則第三条第六号ホに規定するサービス対価前払金をいう。）又は一時金（敷金（家賃の六月分に相当する額を上限とする。）を除く。）（以下「前払家賃等」という。）の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額（前払家賃等のうち、あらかじめ契約で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この号において同じ。）に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ロ　賃貸人等の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）であって、一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により長期の債務を履行する能力について特定格付（同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付けをいう。以下同じ。）が付与されたもの（当該格付が当該親会社の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。以下同じ。）との間において、賃貸人等が前払家賃等の返還債務を負うこととなった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ハ　保険事業者（保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許を受けて保険業を行う者をいう。以下同じ。）との間において、賃貸人等が受領した前払家賃等の返還債務の不履行により賃借人に生じた損害のうち当該返還債務の不履行に係る保全金額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結すること。

ニ　一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、前払家賃等について賃貸人等が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、イからハに掲げる措置に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの。

ホ　信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関をいう。以下同じ。）との間において、保全金額につき前払家賃等を支払った賃借人を受益者とする信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本補てんの契約をしたもの又は信託契約により保全金額に相当する部分が保全されるものに限る。以下同じ。）を締結すること。

二　規則第六十四条に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

イ　銀行等との間において、終身賃貸事業者が前払家賃の返還債務を負うこととなった場合において当該銀行等がその債務のうち保全金額（前払家賃のうち想定居住期間のうち残存する期間に係る額又は五百万円のいずれか低い方の金額以上の金額をいう。以下この号において同じ。）に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

ロ　終身賃貸事業者の親会社であって、一以上の指定格付機関により長期の債務を履行する能力について特定格付が付与されたものとの間において、終身賃貸事業者が前払家賃の返還債務を負うこととなった場合において当該親会社がその債務のうち保全金額に相当する部分を連帯して保証することを委託する契約を締結すること。

○関東地方整備局告示第二百八十三号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

北本市二ツ家三丁目一一五番地先から埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字陣屋二五七八番一地先まで　〇・〇〇～三一〇・〇〇メートル　三・一〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　三六・四九～一二三・七〇メートル　一二九・一二〇キロメートル

後　三六・四九～一六七・五四メートル　一二九・一二〇キロメートル

桶川市大字上日出谷字弥勒二六七番一地先から同市大字上日出谷字殿山六八五番一地先まで

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所